

定 款

一般社団法人N e x t E d u c a t i o n

一般社団法人N e x t E d u c a t i o n 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人N e x t E d u c a t i o n と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県唐津市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 各種出版事業
2. 各種セミナー、講演会の企画及び開催
3. 動画制作、撮影事業及びコンサルティング
4. 映像撮影スタジオの貸し出し
5. 各種教室の運営
6. 上記各号に附帯関連する一切の事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、社員総会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 本定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 四 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の入社及び除名
- 二 理事の選任及び解任
- 三 理事の報酬等の額

- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 5 月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(招集の請求)

第 15 条 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議の方法)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に押印する。

第 4 章 役 員

(役員の設置)

第 20 条 当法人に、理事 1 名以上を置く。

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員の設置)

第 21 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年 3月 1日に始まり翌年 2月 末日に終わる。

(事業報告及び決算及び剰余金)

第26条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならぬ。剰余金の分配は行わない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の処分は、社員総会の決議をもって定める。残余財産を特定の個人または団体に帰属させないと。基本、残余財産は国・地方公共団体や公益社団法人・公益財団法人等一定の公益的な団体に贈与する。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名)

第30条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 竹中 淳

設立時社員 廣戸 雅一

設立時社員 追田 昂輝

(設立時役員)

第31条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時社員 竹中 淳

設立時社員 廣戸 雅一

設立時社員 追田 昂輝

設立時代表理事 竹中 淳

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成30年2月28日までとする。

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人N e x t E d u c a t i o nの移転のため、設立時社員竹中淳 外2名は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年9月27日

設立時社員 竹中 淳

設立時社員 廣戸 雅一

設立時社員 迫田 昂輝